

市有地売払いのご案内

(一般競争入札)

物件番号① 宮本町二丁目12番1

- 申込受付期間 令和6年1月10日(水)～令和6年1月18日(木)
(土曜・日曜を除く) 午前9時～午後5時まで
- 入札日時 令和6年1月25日(木) 午前10時00分
- 入札会場 所沢市役所本庁舎高層棟4階 401会議室

【お問い合わせ】

所沢市役所 財務部 管財課 (市役所本庁舎高層棟4階)

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

電話 04-2998-9053

FAX 04-2998-9056

E-mail a9053@city.tokorozawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

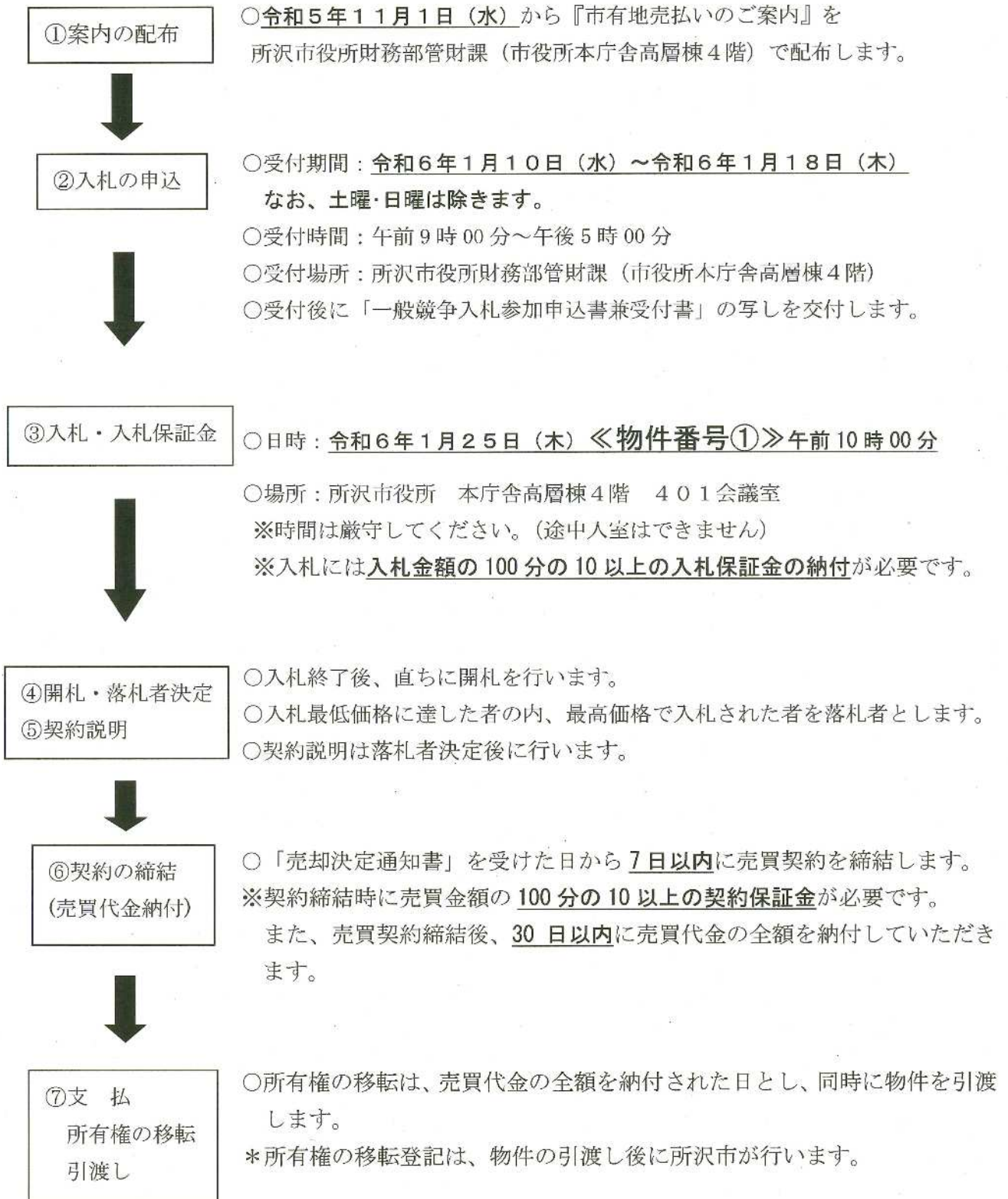
所 沢 市

目 次

	ページ
○申込みから所有権移転までの流れ	1
○入札物件一覧（入札最低価格）	2
○市有地売払申込要領	
1. 入札参加者の資格等	2
2. 申込みの受付	2
3. 入札参加申込み方法等	2
4. 入札及び開札の日時等	3
5. 入札保証金	3
6. 入札	4
7. 入札の中止	4
8. 開札・落札者の決定	4
9. 入札結果の通知	5
10. 売買契約の締結	5
11. 契約保証金	5
12. 売買代金の納付	5
13. 所有権の移転等	5
14. 契約内容の公表	5
15. その他	5
○土地売買契約書	6～9
○物件調書・現地案内図・測量図	10～12
○添付書類	
・一般競争入札参加申込書兼受付書	13
・誓約書	14
・入札書	15
・委任状（一般競争入札用）	16
・地方自治法施行令（抄）	17

入札手続きの流れ

この流れは、入札手続の概略を説明したものです。入札に当たっては、必ず2ページ以降の「市有地売払申込要領」、「土地売買契約書」、「物件調書」等を熟読してください。



○入札物件一覧

物件番号	所在地	地目	公簿地積	用途地域	入札最低価格
①	所沢市 宮本町二丁目12番1	宅地	132.09 m ²	第一種中高層 住居専用地域	32,000,000 円

○市有地売却申込要領

1 入札参加者の資格等

入札は、どなたでも参加できますが、次に該当する場合は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者など）
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、もしくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主催者またはその他の構成員
- (3) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (4) (2)(3)に該当する者から委託を受けた者

2 申込みの受付

入札参加には、受付期間内に参加申込みの手続きが必要です。

- (1) 受付期間 令和6年1月10日（水）～令和6年1月18日（木）
午前9時から午後5時まで ※土曜・日曜を除きます
- (2) 受付場所 所沢市役所財務部管財課（所沢市役所本庁舎高層棟4階）

3 入札参加申込み方法等

(1) 申込み方法

入札に参加を希望する方は、以下の提出書類を受付場所まで持参してください。

【提出書類(参加申込時)】

- ①一般競争入札参加申込書兼受付書（13ページ）に所定の事項を記入、押印（代表者実印）してください。
- ②誓約書（14ページ）に所定の事項を記入、押印（代表者実印）してください。
- ③印鑑登録証明書 1通
- ④住民票の写し（コピー不可） 1通（法人の場合は商業登記簿登録事項証明書）
- ⑤身分証明書（個人のみ）1通（本籍地の市区町村で発行されます。本籍地が遠方の方で、郵送による発行手続きをする場合、1週間以上の期間がかかることがありますので、ご注意ください。）

※③・④・⑤は発行日が1か月以内のもの。

※提出書類は、申込み手続き終了後、返還いたしませんのでご了承ください。

- (2) 申込み受付時に、「一般競争入札参加申込書兼受付書」の写しをお渡しします。

受付書の写しは、入札時に必要となりますので、それまで大切に保管してください。

- (3) 申し込みにあたっての留意事項

- ① 一者（法人を含む。以下同じ）が同じ物件に複数申し込むことはできません。

② 所有権移転登記の際に共有名義での登記を希望される場合は、共有予定者の連名で申し込んでください。この場合、提出書類の②～⑤については、連名者全員分の提出が必要となります。

なお、共有予定者の中の一者が同一物件に重複する入札参加はできません。

③ 契約は、申込者の名義にて行います。単独名義で申し込まれた方が共有名義で契約することはできません。

④ 現地案内・説明会は行いませんので、申し込みにあたっては、本申込要領の案内図により 現地を必ず確認してください。

*現地には駐車場はありませんので、電車・バス等をご利用ください。

*現地を確認される際には、周辺住民の迷惑にならないよう十分にご留意ください。

4 入札及び開札の日時等

物件番号 ① 宮本町二丁目12番1

(1) 入札日

令和6年1月25日(木)

(2) 入札開始時間

午前10時00分(※入札前に、入札保証金の納付が必要です。『5 入札保証金』を参照)

(3) 入札及び開札会場

所沢市役所 本庁舎高層棟4階 401会議室

(4) 開札日時

入札締め切り後、即時。入札者の面前で、開札いたします。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札に際しては、入札金額の 100分の10以上の入札保証金の納付が必要です。

(2) 納付方法

入札保証金は、入札当日の午前9時00分から入札会場に入室される前までに、所沢市役所高層棟1階にある出納室の窓口で納付して下さい。

入札保証金の納付は、銀行振出小切手(東京手形交換所加盟の金融機関が振り出し又は支払保証をしたもので、振出日から起算して8日を経過していない持参人払いの一般線引小切手)の提供をもってこれに代えることができます。現金による納付は、事前の連絡が必要となります。

*納付後に、『納付書兼保管書』をお渡しします。

*入札保証金を入札開始時間までに納付されない場合、入札には参加できません。

*入札開始時間(午前10時00分)を過ぎますと、途中入室はできません。現金による納付の場合、金額確認に時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

(3) 入札保証金の返還等

① 落札者以外の方が納付した入札保証金は、落札者決定後、直ちに出納室の窓口にて『納付書兼保管書』と引き換えに返還します。

② 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に振り替えることができます。

ただし、契約締結と同時に売買代金の全部を支払う場合には、売買代金の一部に充当することができます。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が契約の締結に応じない場合には、落札者はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属します。

6 入札

(1) 入札日に持参するもの

- ① 一般競争入札参加申込書兼受付書（写）
- ② 入札保証金（入札金額の 100分の10以上）
- ③ 印鑑（印鑑登録証明書にある印鑑。代理人の場合は、委任状の押印と同じもの）
- ④ 委任状（代理人が入札する場合。申込者本人の印鑑登録証明書にある印鑑が押印されているもの）
- ⑤ 入札書

(2) 入札の方法

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名及び印鑑登録証明書にある印鑑を押印のうえ、所定の入札箱に投入してください。
- ② 入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、当該代理人を定める委任状を提出してください。

(3) 入札書の書き換え等の禁止

入札者は、入札書の書き換え、差し替え、撤回をすることができません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者が入札したもの
- ② 入札金額が入札最低価格に達していないもの
- ③ 入札保証金が入札金額の 100 分の 10 に満たないもの
- ④ 入札書に記名押印がないもの
- ⑤ 入札書の押印が印鑑登録証明書にある印鑑と違うもの
- ⑥ 入札金額を訂正したもの
- ⑦ 一つの入札に同一の入札者又は代理人から 2 通以上の入札書が提出されたもの
- ⑧ 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- ⑨ 同一物件について、他人の代理を兼ね、若しくは同一物件について 2 人以上の代理をした者に係る入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した者

7 入札の中止

入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合においては、入札の延期、中止、又は取消をする場合があります。その場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は補償の責めを負いません。

8 開札・落札者の決定

- (1) 開札は、入札終了後直ちに入札参加者又は代理人の面前において行います。
- (2) 入札参加者又は代理人が出席しない場合、入札執行者が立会人を選任して開札を行います。
- (3) 市が定める入札最低価格に達した者のうち、最高価格で入札された者を落札者とします。
- (4) 同額の最高価格の入札参加者が 2 者以上ある場合は、抽選により落札者を決定します。

9 入札結果の通知

落札者を売買契約の相手方と決定したときは、売却決定通知書により、後日、通知します。

10 売買契約の締結

(1) 落札後、落札者には契約手続き等の説明を行います。

(2) 落札者は、売却決定通知書を受けた日から起算して7日以内に土地売買契約を締結しなければなりません。

*** 期限までに契約を締結されない場合には、落札を取り消し、入札保証金は返還いたしません。**

11 契約保証金

(1) 落札者は、売買契約締結と同時に、売買価格の100分の10に相当する金額を契約保証金として納付しなければなりません。この場合、落札者が納付した入札保証金を、契約保証金に振り替えることができます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

(2) 落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたときは、契約保証金は市に帰属することとなります。

12 売買代金の納付

(1) 売買代金は、売買契約締結の日から30日以内の指定する日までに納付しなければなりません。

(2) 売買契約締結時に納付した契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとします。

13 所有権の移転等

(1) 所有権移転の時期は、売買代金完納があった日とし、同時に物件を現状有姿のまま引渡します。

(2) 所有権の移転登記は、引渡し後に所沢市が行いますが、登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

14 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分)を公表することとなります。

なお、契約内容については、書面により同意を得た上で公表することとなります。

15 その他

この要領に定めのない事項については、所沢市契約規則、所沢市普通財産売払要綱、及び、その他関係法令の定めるところによります。

土地売買契約書

所沢市（以下「甲」という。）と_____（落札者）_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約（以下「この契約」という。）を締結する。

（趣旨）

- 第1条 甲は、その所有する未利用地の処分を目的とし、次の土地（以下「売買物件」をいう。）を乙に売渡し、乙は、これを買受けるものとする。
- 2 売買面積は、公簿面積の 132.09㎡ とする。

所在大字	地番表示	地目	公簿地積
所沢市宮本町二丁目	12番1	宅地	132.09㎡

（売買代金）

- 第2条 売買物件の売買代金は、金 _____（落札金額）_____ 円とする。

（契約保証金）

- 第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 _____（売買代金の10%）_____ 円を納付する。
- 2 前項の契約保証金のうち、金 _____（納付済みの入札保証金）_____ 円を入札保証金より充当する。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときに、第1項の契約保証金を売買代金に充当する。
- 5 第1項に定める契約保証金は、乙の責めに帰すべき事由により、この契約が解除されたときは、甲はその返還義務を負わない。

（現状有姿）

- 第4条 甲は、売買物件を現状有姿のまま乙に売渡す。

（売買代金の支払）

- 第5条 乙は、第2条の売買代金のうち第3条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円を、甲の交付する納入通知書により、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、その指定する場所において支払う。

（延滞金）

- 第6条 乙は、第2条の売買代金を前条に定める期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を支払う。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

（所有権の移転時期 及び 引渡し）

- 第7条 売買物件の所有権は、甲が第2条の売買代金の全額を受領したときに乙に移転するものとする。
- 2 売買物件は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、甲から乙に対し、現状のまま引渡しがあったものとする。
- 3 乙は、前項の規定により、引渡しを受けた日から、売買物件の使用または収益を開始することができる。

（所有権の移転登記）

- 第8条 売買物件の所有権移転登記は、前条の所有権移転後、甲の嘱託により行う。
- 2 乙は、前項により甲が行う所有権移転登記に必要な書類を、自己の負担において甲に提出する。
- 3 第1項の所有権の移転登記は、登記簿記載の地積による。

（危険負担）

- 第9条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責めに

帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対してこの契約の解除又は売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して契約内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

2 乙は、売買物件が、『市有地売払いのご案内』添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買受けるものとし、売買物件の引渡し後において、土壌汚染その他汚染があることが判明した場合においても、乙は甲に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることはできない。

※契約者が消費者契約法の適用がある場合には、以下の第10条第3項を追加します。

3 第1項の契約不適合について、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当し、乙がこの契約を締結した目的が達せられないときは、引渡し日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。ただし、前項の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約を解除することはできない。

(制限事項)

第11条 乙は、売買物件の所有権移転登記が完了するまでに権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(用途制限)

第12条 乙は、売買物件を次の各号の用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業法第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途
- (2) 暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (3) 無差別大量殺人行為をおこなった団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途
- (4) 前各号のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい

るとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 売買物件を、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき

3 甲は、この契約の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲がこの契約の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った延納利息、延滞金及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定等により、この契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するに当たっては、乙は、売買物件に投じた必要費、有益費その他一切の費用について、甲に請求することができない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(準拠法及び裁判管轄)

第20条 この契約は、日本国の法令及び甲の定める条例等に従って解釈されるものとし、本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在名称 所沢市並木一丁目1番地の1
代表者 所沢市長 小野塚 勝俊 (印)

乙 住所
氏名 (印)

物 件 調 査 書

物件番号	①
------	---

所在地	所沢市宮本町二丁目12番1				
住居表示	所沢市宮本町二丁目11番7号				
地積	公簿	132.09㎡	実測	132.09㎡	地目 宅地
道路幅員及び 接面状況等	幅員約8.0mの舗装市道に接面している。(西側) 幅員約6.0mの舗装市道に接面している。(南側)				
法令等に 基づく制限	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種中高層住居 専用地域
	指定建ぺい率	60%		指定容積率	200%
	その他の制限				
私道の負担等 に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		/
	道路後退の有無	無	負担の内容		/
供給施設状況	供給施設	引込状況	事業所名		電話番号
	電気	引込可	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター埼玉		0120-995-442
	上水道	引込可	所沢市上下水道局 窓口サービス課		04-2921-1086
	下水道	引込可			
	都市ガス	引込可	武州ガス(株)		049-241-9000
交通機関 (最寄駅)	鉄道	西武新宿線 航空公園駅			約 0.4 km
公共機関	市役所	所沢市役所			約 1.7 km
		新所沢コミュニティセンター			約 1.7 km
		所沢まちづくりセンター			約 0.7 km
	小学校	明峰小学校			約 0.3 km
	中学校	所沢中学校			約 0.4 km
	警察	所沢警察署			約 1.9 km
	消防署	所沢中央消防署			約 1.1 km
所沢中央消防署山口分署			約 1.9 km		
その他	○地下埋設物、地盤及び土壌汚染に関する調査は行っておりません。 ○工作物(木柵等)については、現状のまま引渡しとなります。 ○隣接地境界に設置されているブロック塀は、隣接地権者との共有になります。				

現地案内図

【物件番号①】

地番：宮本町二丁目12番1



測量図

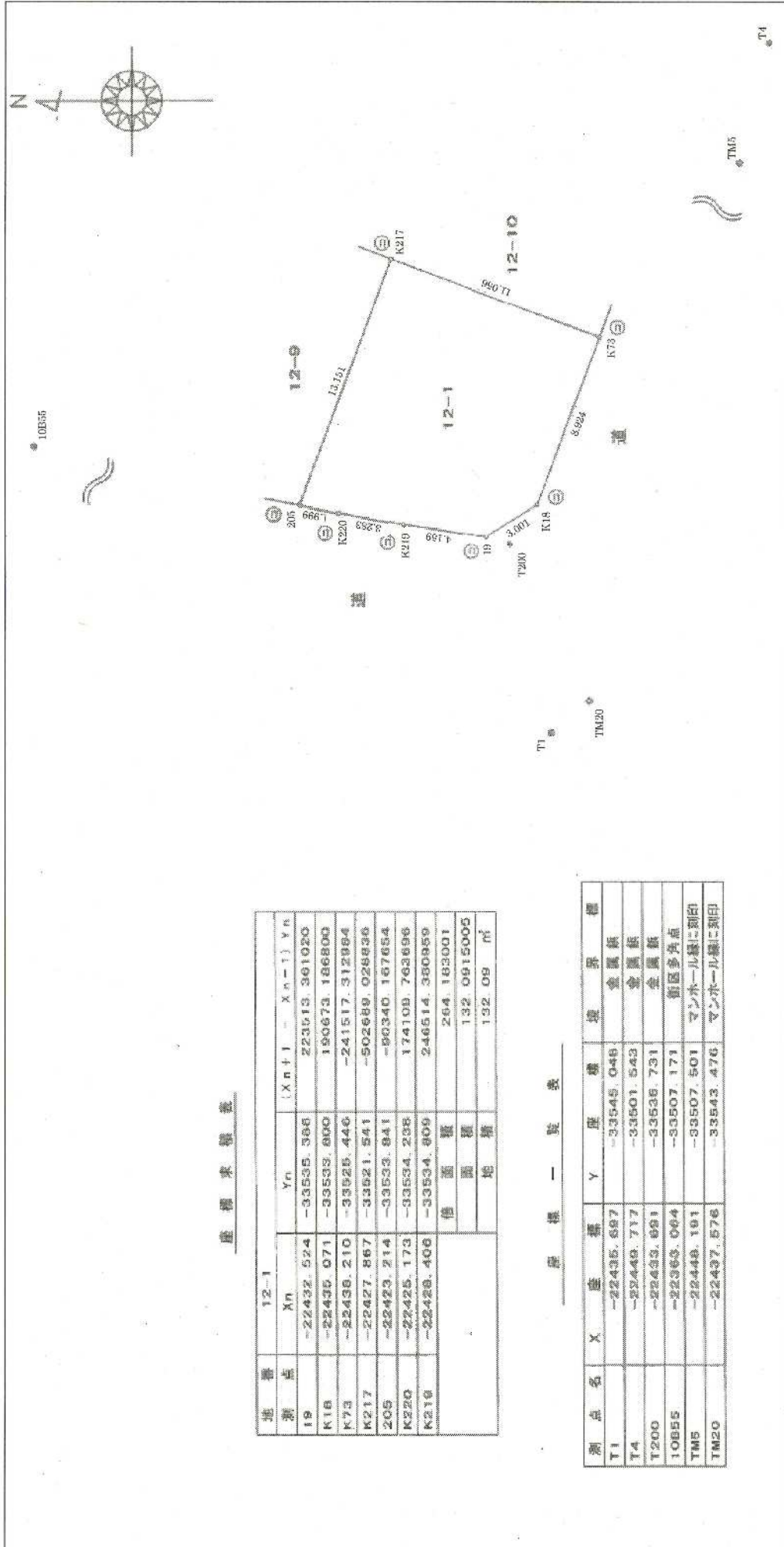
物件番号1：宮本町二丁目12番1

座標求積表

座標	12-1		
測点	X _n	Y _n	{X _{n+1} - X _{n-1} } Y _n
19	-22432.524	-33535.386	223013.391020
K18	-22435.071	-33533.800	190673.186800
K73	-22436.210	-33525.440	-241517.312884
K217	-22427.867	-33521.541	-502889.028836
209	-22423.214	-33523.841	-80340.167654
K220	-22425.173	-33534.238	174109.763696
K210	-22428.408	-33534.809	246514.380959
		借面積	264.183001
		面積	132.0915005
		地積	132.09 m ²

座標一覧表

測点名	X	座標	Y	座標	境界	標
T1	-22435.687		-33545.048			金属標
T4	-22448.717		-33501.543			金属標
T200	-22438.891		-33538.731			金属板
10B55	-22363.064		-33507.171			街区多角点
TM5	-22448.191		-33507.501			マンホール縁に刻印
TM20	-22437.576		-33543.476			マンホール縁に刻印



一般競争入札参加申込書兼受付書

令和 年 月 日

(あて先) 所沢市長

市有地売払いの一般競争入札に参加したく、市有地売払申込要領の内容を承諾のうえ、次のとおり申込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所在地
①	宮本町二丁目12番1 (132.09㎡)

2 申込者

住所 (又は所在)		
氏名 (又は法人名・代表者名)	印	
連絡先	— —	
連 名 者 (共 有 の 場 合)	住所 (又は所在)	
	氏名 (又は法人名・代表者名)	印
	住所	
	氏名 (又は法人名・代表者名)	印
	連絡先	— —

3 入札保証金納付方法 (納付方法を○でお選びください)

1. 小切手	・	2. 現金
--------	---	-------

受 付 印

●入札の日時・場所

日 時 : 令和6年1月25日 (木)
 時 間 : 物件番号① : 午前10時00分までに入室
 場 所 : 所沢市役所本庁舎高層棟4階 401会議室

誓 約 書

私は、所沢市が実施する市有地売払いの一般競争入札における入札参加申込みをするにあたり、次の事項を誓約いたします。

1. 以下に記載された事項に該当いたしません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者など）
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、もしくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主催者またはその他の構成員
 - (3) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供しようとする者
 - (4) (2)(3)に該当する者から委託を受けた者
2. 申込みに際し、市有地売払申込要領、物件調書、現地、土地売買契約書、売払物件の法令上の規制等すべて承知の上申込みいたします。

また、この誓約書に誓約した内容に虚偽等があった場合など、自己の責めに帰す事由により、入札参加資格の取り消し、落札の無効、契約の解除等により私に生じた損害を、所沢市に対し、一切請求いたしません。
3. 売払決定後、指定された期日までに売買契約書を締結いたします。
4. 暴力団等を排除することを目的として、私の氏名（法人にあつては、法人名及び代表者、役員等の氏名）、ふりがな、住所等について、警察当局に情報提供されることについて同意します。

令和 年 月 日

（あて先）所沢市長

住所（所在地）

氏名

（又は法人名・代表者名）

印

【共有名義の場合】

共有者の住所

共有者の氏名

（又は法人名・代表者名）

印

共有者の住所

共有者の氏名

（又は法人名・代表者名）

印

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 所沢市長

申 込 者

住 所
(又は所在)

氏 名
(又は法人名・代表者名)

㊟

上記代理人
氏 名

㊟

●入札物件

物件番号	所 在 地
①	所沢市宮本町二丁目12番1 (132.09㎡)

●入札金額

円也

●入札保証金

円也

(注意)・金額は、0・1・2・3…というように算用数字で記入し、頭に¥を付記してください。

・金額の訂正はできませんのでご注意ください。

・代理人の場合は、申込者の住所・氏名並びに代理人の氏名をご記入のうえ、押印してください。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 所沢市長

委任者 (委任した人)

住 所
(又は所在)

氏 名
(又は法人名・代表者名)

印

私は、次の者を代理人と定め、市有地売払いの一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

代理人 (委任された人)

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日 生

記

●入札物件

物件番号	所 在 地
①	所沢市宮本町二丁目12番1 (132.09㎡)

(注意) *委任者の印は印鑑証明書により証明されている印としてください。
*代理人の印は入札時に使用する印としてください。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。